

平戸市人事行政の運営等の公表

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 38,691	千円 21,682,581	千円 148,319	千円 4,130,204	% 19.0	% 18.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

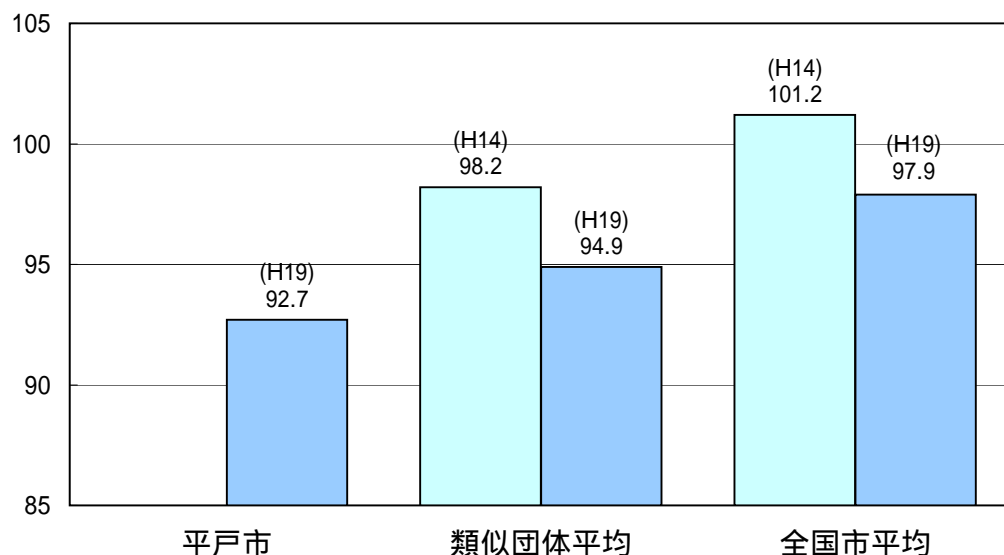
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 473	千円 1,829,965	千円 272,966	千円 747,397	千円 2,850,328	千円 6,026	千円 6,026

(注)1 職員手当には退職手当は含まれません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

本市財政健全化の人件費抑制策として、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員の給料を5%減額しています。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成17年10月1日、1市2町1村(平戸市、生月町、田平町、大島村)新設合併のため、平戸市の5年前のラスパイレス指数は省略しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
平戸市	40.8 歳	303,240 円	360,843 円	327,373 円
長崎県	43.5 歳	360,471 円	449,558 円	398,487 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
平 戸 市	52.4 歳	24 人	351,880 円	366,555 円	355,984 円				
うち用務員	51.2 歳	13 人	342,745 円	355,965 円	343,899 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.6
うち調理員	53.0 歳	9 人	355,595 円	366,806 円	360,262 円	調理員	41.9 歳	211,700 円	1.7
長 崎 県	44.9 歳	631 人	326,968 円	383,270 円	353,589 円				
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
類似団体	47.5 歳		303,078 円	327,575 円	316,564 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
平 戸 市			
うち学校用務員	6,054,770 円	3,284,300 円	1.8
うち給食調理員	6,260,406 円	2,866,600 円	2.2

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成16～18年の3か年平均)

技能労務職等の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
平 戸 市	41.11 歳	305,330 円	357,530 円	323,928 円
類似団体	40.6 歳	311,135 円	369,526 円	338,410 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		平 戸 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	134,000 円	155,200 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

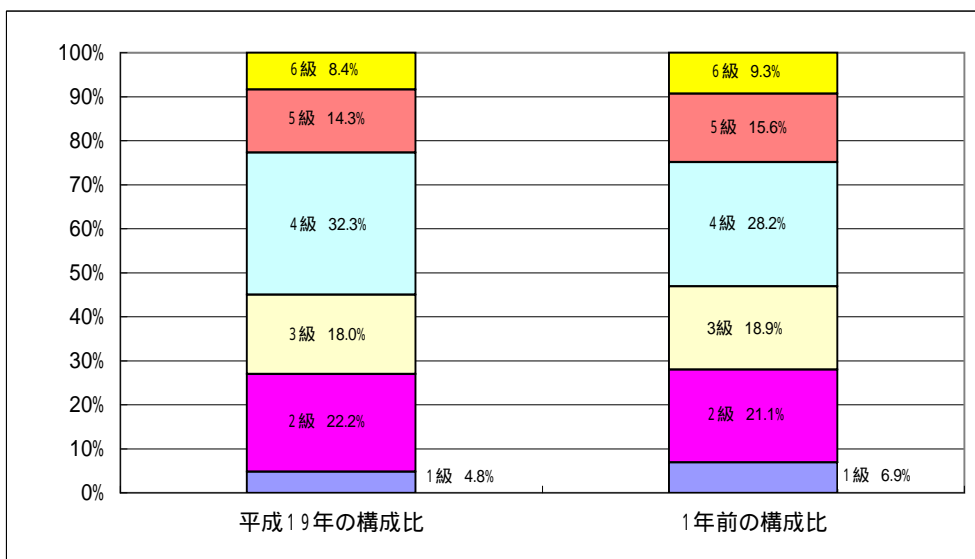
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	256,547 円	352,608 円	366,852 円
	高 校 卒	204,697 円	284,630 円	309,206 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師・主事補・技師補	17人	4.8%
2 級	主事・技師	79人	22.2%
3 級	班長・係長・主事・技師	64人	18.0%
4 級	支所課長補佐・班長・係長・主任・主査	115人	32.3%
5 級	支所課長・課長補佐・次長・所長・参事	51人	14.3%
6 級	理事・支所長・課長・局長・所長・事務長・主幹	30人	8.4%

- (注) 1 平戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成18年4月1日付で8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)
2 平成17年10月1日、1市2町1村(平戸市、生月町、田平町、大島村)新設合併のため、5年前の構成比のグラフは省略しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が良好な者について昇給を行っています。なお、人事評価制度導入に向けて現在準備を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平戸市	長崎県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,590 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,850 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ()月分 ()月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価制度導入に向けて現在準備を行っています。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

平 戸 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (5～50%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	353 千円	25,280 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
長崎市	3 %	3 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
長崎市	3 %	3 %
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		17,973 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		110,827 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		25.2 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	税務事務に従事する職員	税務職員	月額6,000円
"	行旅病人又は行旅死亡人の収容に 従事する職員	行旅病人の収容 行旅死亡人の取扱	1日1件につき1,500円 1日1件につき4,000円
"	福祉事務従事職員のうち現業査察 又は医療事務に従事する職員	現業査察又は医療事務	月額7,600円
"	汚物処理作業に従事する職員	汚物処理	勤務1回につき300円
"	火葬に従事する職員	火葬業務	月額4,000円
"	消防本部又は消防署に勤務する 消防職員	交換業務を正規の勤務として いる者が深夜勤務に従事した場合	1勤務につき400円
"	看護師・准看護師	深夜における勤務時間が 4時間以上である場合	3,200円
		深夜における勤務時間が 2時間以上4時間未満である 場合	2,800円
		深夜における勤務時間が 2時間未満である場合	2,000円
危険業務手当	消防職員で水火災又は救急業務 に 出動し、その業務に従事した職員	水火災又は救急業務	1回につき200円
"	感染症防疫作業又は細菌検査等 に 従事する職員	感染症防疫作業又は 細菌検査等	勤務1日につき300円以内
"	放射線(エックス線)作業に従事し た 職員	放射線(エックス線)作業	勤務1日につき230円
"	放射線(エックス線)技術職員及び 臨床検査(衛生検査)技術職員	放射線(エックス線)技術職員 及び臨床検査(衛生検査) 技術職員	月額6,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	93,208 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	142 千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度実績)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同		千円 81,566	円 246,487
	配偶者以外				
	1人につき 6,000円				
	1人(配偶者非扶養) 6,500円				
	1人(配偶者なし) 11,000円				
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算 5,000円				
住居手当	家賃を支払っている職員(月額12,000円を超えるもの) 家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円	同		千円 28,895	円 228,576
	家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 最高限度額 27,000円				
	所有住宅の世帯主(購入・新築から5年間) 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額:55,000円	同		千円 39,830	円 94,235
	自動車等交通用具利用者 2,000円～24,500円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 給料月額 × 15%～6% 平成18年7月1日から平成21年10月31日までの手当額は、支給割合に100分の50を乗じて得た額となります。	-	国は俸給の特別調整額として支給	千円 39,142	円 314,398
単身赴任手当	23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上の場合加算額(6,000円～45,000円)	同		千円 552	円 276,000
医師手当	650,000円以内	-	-	- 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間あたりの給与額 × 135/100 × 時間数	同		千円 21,421	円 387,134
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間勤務する職員に支給 勤務1時間あたりの給与額 × 25/100 × 時間数			千円 11,530	円 115,208
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 医師 20,000円 その他職員 4,200円			千円 22,958	円 793,936
管理職員 特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急・その他の公務の運営の必要により、休日等に出動した場合 1回につき4,000円を超えない範囲	同		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市区町村長	712,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	598,000	円	940,000	円 / 160,000 円
	収入役	535,000	円	760,000	円 / 419,000 円
	区 長	493,000	円	670,500	円 / 455,800 円
報 酬	議 長	394,000	円	598,000	円 / 266,000 円
		(415,000)	円)		
	副 議 長	330,000	円	522,000	円 / 214,000 円
	議 員	310,000	円	465,000	円 / 177,000 円
		(326,000)	円)		
期 末 手 当	市区町村長 副市長 収入役	(18年度支給割合)			
		3.35	月分		
退 職 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合)			
		3.35	月分		
備 考		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市区町村長	給料月額×在職年数×600/100	17,088 千円	(在任期間毎)	
	副市長	給料月額×在職年数×360/100	8,611 千円	(在任期間毎)	
	収入役	給料月額×在職年数×250/100	5,350 千円	(在任期間毎)	
	区 長	給料月額×在職年数×240/100	4,732 千円	(在任期間毎)	

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 2 地域自治区の長として、生月支所、大島支所には区長(特別職)を置いています。
 3 平成19年4月1日から平成21年11月5日までの間、議長、副議長及び議員の報酬を5%減額しています。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

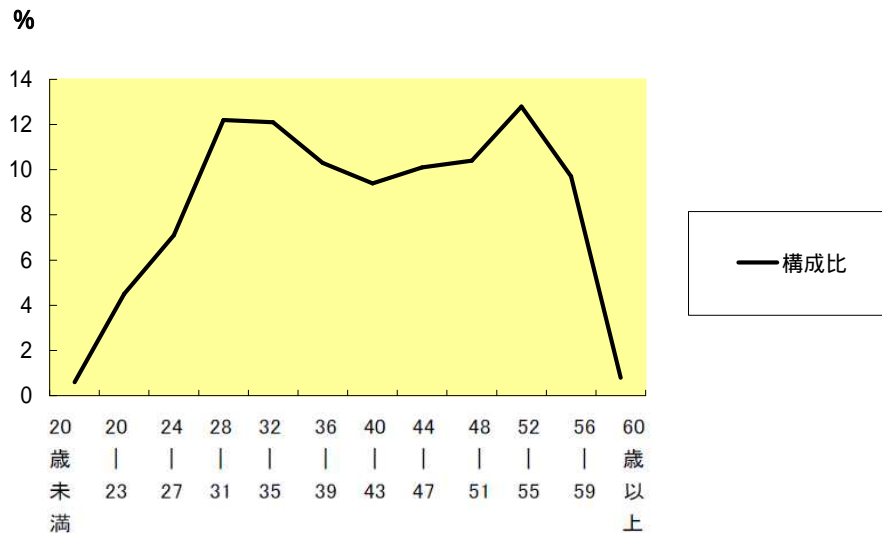
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	議会	7	6	-1	事務事業の合理化による縮小
	総務	104	97	-7	事務事業の合理化による縮小
	税務	25	24	-1	事務事業の合理化による縮小
	労働	0	0	0	
	農林水産	61	57	-4	事務事業の合理化による縮小
	商工	13	15	2	各関係団体へ研修派遣を行ったことによる増
	土木	44	41	-3	事務事業の合理化による縮小
	民生	49	50	1	後期高齢者医療広域連合への派遣に伴う増
	衛生	27	27	0	
	計	330	317	-13	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.19 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数)
教育部門	82	78	-4	事務事業の合理化による縮小	
消防部門	62	73	11	田平及び大島出張所開設に伴う増	
小 計	474	468	-6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.09 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数)	
公営企業会計等部門	病院	145	138	-7	給食業務の民間委託、医師等の中途退職に伴う不補充
	水道	28	28	0	
	交通	9	7	-2	今後の運営協議中のため船員不補充
	下水道	0	0	0	
	その他	30	30	0	
小 計	212	203	-9		
合 計	686	671	-15	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.34 人	
	[703]	[715]	[12]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

構成比



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	30人	48人	82人	81人	69人	63人	68人	70人	86人	65人	5人	671人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
685 人	643 人	-42 人	-6.1 %

部門	増減等	H18	H19	H20	H21	H22	計画期間増減計
一般行政	増減	-	-5	-5	-8	-20	-38
	職員数	421	416	411	403	383	-
現業部門	増減	-	-8	-5	-2	-1	-16
	職員数	36	28	23	21	20	-
消防職	増減	-	11	1	2	0	14
	職員数	62	73	74	76	76	-
公営企業等 会計	増減	-	-2	0	0	0	-2
	職員数	166	164	164	164	164	-
合計	増減	-	-4	-9	-8	-21	-42
	職員数	685	681	672	664	643	増員 14 減員 -56

(参考)平戸市定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		純減数
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	全部門で42人減

定員管理の数値目標の年度別進捗状況の概要

(各年4月1日現在)

部門	増減等	H18 計画始期	H19 1年目	H20 2年目	H21 3年目	H22 4年目	H19年 計	(参考) 数値目標
一般行政	増減	-	-5				-5	-38
	職員数	421	416				(13.2%)	383
現業部門	増減	-	-12				-12	-16
	職員数	36	24				(75.0%)	20
消防職	増減	-	11				11	14
	職員数	62	73				(78.6%)	76
公営企業等 会計	増減	-	-9				-9	-2
	職員数	166	157				(450.0%)	164
合計	増減	-	-15				-15	-42
	職員数	685	670				(35.7%)	643

7. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休息時間は次のとおりです。

週の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15	土曜日 日曜日

平成19年7月1日より休息時間を廃止しています。

(2) その他の勤務条件

一般職員の年次有給休暇の取得状況

職員の年次有給休暇は、1年(暦年)につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2日～20日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(残日数)があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

平均取得日数(日)	平均消化率(%)
7.3	18.8

集計期間は、平成18年1月1日～平成18年12月31日まで。

その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

	休暇の概要	付与日数
1. 病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基づき、必要と認める期間
2. 生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合	2日を超えない範囲内
3. 特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
"	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
"	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
"	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日の範囲内の期間
"	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間
"	産前:8週間以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 産後:女子職員が出産した場合	産前:出産の日までの申し出た期間 産後:出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
"	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
"	職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間
"	職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
"	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
"	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者:10日、父母:7日、子:5日、祖父母:3日、孫:1日、兄弟姉妹:3日、等
"	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
"	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
"	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
"	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
4. 介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
5. 組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	一暦年につき30日を超えない範囲内の期間

8. 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

(1) 分限処分(地方公務員法第28条)

分限処分とは、公務の能率を維持する見地から、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を要する場合などに職員の意に反して行う処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

平成18年度における分限処分の状況は下記のとおりです。

処分の種類	降任	免職	休職	降給
処分事由				
勤務実績の不良	0	0	0	0
心身の故障	0	0	2	0
適格性の欠如	0	0	0	0
廃職又は過員	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0

(注) 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

(2) 懲戒処分(地方公務員法第29条)

懲戒処分とは、職員に職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、制裁として行うものです。

平成18年度における懲戒処分の状況は下記のとおりです。

	戒告	減給	停職	免職
平成18年度	19 人	0 人	1 人	0 人

9. 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法では職員に対し以下のような服務上の規制を課しています。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (第32条)

信用失墜行為の禁止 (第33条)

秘密を守る義務 (第34条)

職務に専念する義務 (第35条)

政治的行為の制限 (第36条)

争議行為等の禁止 (第37条)

営利企業等の従事制限 (第38条)

平成18年度に、服務義務違反により処分された職員は19人です。

10. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(平成18年度)

研修の種類として、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)派遣のほか、長崎県中都市経営研究会、長崎県市町村職員研修協議会が主催する研修(新規採用職員研修等)、独自研修などがあります。

平成18年度の実績は下記のとおりです。

	人 数		
	男 性	女 性	計
平成18年度	46 名	11 名	57 名

11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業の概要

区 分	実施団体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間業者に例えると、社会保険、厚生年金等に相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

(2) 健康管理

職員の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進するために、定期健康診断など次のような取り組みを行っています。

項 目	主な内容	実施時期等
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、血液生化学検査、心電図検査等	9月から11月
メンタルヘルス	専門医による講習会	年1回
福利厚生活動	レクリエーション等	年1回

12. 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
18年度	581,516	78,021	135,569	23.31

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	21	75,905	11,544	30,722	118,171	5,627	6,895

イ 特記事項

本市財政健全化の人的費抑制策として平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員の給料を5%減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
平 戸 市	39.1 歳	310,887 円	468,493 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事 業 者	歳		円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

平 戸 市	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(18年度)	1人当たり平均支給額(18年度)
1,462 千円	1,590 千円
(17年度支給割合)	(17年度支給割合)
期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ()月分 ()月分	期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

平 戸 市			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (5~50%加算)			定年前早期退職特例措置 (5~50%加算)		
(退職時特別昇給		なし)	(退職時特別昇給		なし)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	353 千円	25,280 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

地域手当は支給されていません。

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当は支給されていません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	4,130 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	276 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同		4,492 千円	299,466 円
住居手当		同		1,375 千円	211,646 円
通勤手当		同		1,539 千円	97,252 円
管理職手当		同		834 千円	278,029 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

6 職員数の状況

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況 参照